

洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置
についての基本的な考え方（報告）

平成28年8月

洲本市学校教育審議委員会

はじめに

情報化やグローバル化の急速な進展に伴い、社会情勢が著しく変化する中、全国的に少子化の歯止めがかからない状況が続いている。本市も例外ではなく幼稚園、小・中学校において、子どもの減少に伴う「幼稚園、学校の小規模化」が加速している。

この様な状況の中、洲本市教育委員会の要請により、平成20年度に洲本市学校教育審議委員会が設置され、「洲本市の幼稚園、小・中学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方」等について審議を行い、平成21年3月に報告書を作成した。

その後、本市の子どもを取り巻く環境や地域情勢の変化などを背景に、改めて本件について審議すべく、本審議委員会が平成27年11月に設置され計7回の委員会を開催し、様々な観点から検討し、慎重に審議を重ねた。

本審議委員会では、子どもたちにとってどのような教育が理想であるのかの視点に立ち、より良い教育環境を整えるために「洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置」について調査・審議し、基本的な考え方を報告書にしてまとめた。

この報告書でまとめた「考え方」が今後の洲本市を担っていく子どもたちにとって、より良い教育環境を目指すための一つの指針となることを期待するものである。

目 次

I 洲本市の幼稚園における適正規模・適正配置についての基本的な考え方

- 1 洲本市の幼稚園の基本課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 洲本市立幼稚園における適正規模・適正配置・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 閉園後の跡地の利活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 洲本市の小学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方

- 1 洲本市の小学校の基本課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 洲本市立小学校における適正規模・適正配置・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 南あわじ市・洲本市組合立小学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 再編等を行った場合における跡地の利活用について・・・・・・・・ 10

III 洲本市の中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方

- 1 洲本市の中学校の基本課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 洲本市立中学校における適正規模・適正配置・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 南あわじ市・洲本市組合立中学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 再編等を行った場合における跡地の利活用について・・・・・・・・ 15

審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

I 洲本市の幼稚園における適正規模・適正配置についての基本的な考え方

1 洲本市の幼稚園の基本課題

(1) 市立幼稚園の就園状況

ア 幼稚園の園児数は、昭和52年5月時点の501人をピークに減少を続け、平成28年5月時点で143人となっている。園児数は率にしてピーク時の28.5%となっている。

イ 平成28年5月1日現在で、市内における対象年齢人口は、4歳児317人、5歳児367人となっている。このうち公立幼稚園に入園している園児数は、4歳児49人で、対象年齢人口に占める割合は15.5%、5歳児74人で、同割合は20.2%となり、年々減少傾向にある。全体では、市内在住の4～5歳児のうち、18.0%が公立幼稚園に就園している状況である。

ウ 5園の定員に対する就園率は、定員410人に対し143人であり、5園の合計定員充足率は34.9%となり、定員の4割以下となっている。

【定員に対する入園児】

(単位:人、%)

	定員	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
洲本幼稚園	85	44	37	36	40	45	46
		51.8%	43.5%	42.4%	47.1%	52.9%	54.1%
第一幼稚園	65	32	20	13	5	休園	休園
		49.2%	30.8%	20.0%	7.7%		
第三幼稚園	65	47	52	44	43	40	40
		72.3%	80.0%	67.7%	66.2%	61.5%	61.5%
加茂幼稚園	65	30	27	22	24	26	19
		46.2%	41.5%	33.8%	36.9%	40.0%	29.2%
大野幼稚園	130	40	33	32	49	60	38
		30.8%	25.4%	24.6%	37.7%	46.2%	29.2%
幼稚園合計	410	193	169	147	161	171	143
		47.1%	41.2%	35.9%	39.3%	41.7%	34.9%

※各年度の入園児数は5月1日現在

【定員・充足率（28年度）】

（単位：人、％）

名称	定員	3歳児	4歳児	5歳児	合計	就園率
洲本幼稚園	85(20-30-35)	20	9	17	46	54.1%
第一幼稚園	65(30-35)	—	—	—	—	—
第三幼稚園	65(30-35)	—	19	21	40	61.5%
加茂幼稚園	65(30-35)	—	6	13	19	29.2%
大野幼稚園	130(60-70)	—	15	23	38	29.2%
合計	410(13クラス)	20	49	74	143	34.9%
充足率		100%	27.2%	35.2%	34.9%	
市内の対象年齢人口（人）		306	317	367	990	
市全体に占める入園率（％）		6.5%	15.5%	20.2%	14.4%	

※H28年度は1園休園 ※対象人口、入園児数は5月1日現在

(2) 審議経過

洲本市学校教育審議委員会において、現状について共通理解を図り、課題について審議した。現状及び課題となった事項は次の通りである。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">● 市内には公立幼稚園 5 園、私立幼稚園 1 園、公立保育所(園) 9 園、私立保育所(園) 3 園がある。● 幼稚園において定員の半分も満たしていない。(34.9%)● 4 歳児・5 歳児の両学級が複数となる幼稚園は 0 園である。● 少子化や幼稚園の就園状況から、今後も幼稚園を入園希望する園児が減少すると予想される。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>園児 1 人当たりの運営コストが高くなっている。</p>	<p>(少子化・小規模化)</p> <ul style="list-style-type: none">● 子ども同士で切磋琢磨する機会が減っている。● 幼稚園教諭の指導力や組織的な教育活動の低下が懸念される。● 人間関係が固定化し、教育上望ましい集団活動に支障をきたす。● 小学校入学時の「小一プロブレム」が問題となる。(少人数クラスから大人数クラスへのストレス) <p>(幼保施設間の連携)</p> <ul style="list-style-type: none">● 少子化が進み効率的な経営が必要とされる中で、私立を含む幼保施設との連携と共存が求められる。● 認定こども園設立を含め、幼保一元化とともに、特色ある園を選択できる環境が必要である。● 効率的な施設の管理運営を求められる中、施設整備等教育環境の充実が求められている。

2 洲本市立幼稚園における適正規模・適正配置

(1) 適正規模 [同一年齢で複数の学級編制できる規模]

(2) 適正配置 [公立幼稚園数は1園 (情勢により段階的)]

<基本的な考え方>

ア 少人数では、人間関係や遊びの経験が固定化しやすいため、教育上望ましい集団活動が実施できる教育環境を確保することが必要である。

イ 同一年齢で複数の学級編制ができることにより、園児同士の様々な人間関係が形成でき、園児への教育効果が高まるとともに、同一年齢学級の先生同士での教育相談等が可能となり、互いに切磋琢磨することが指導力の向上につながる。

ウ 本市に公立幼稚園が5園あるが、今後充足率を高める社会情勢にないと思える。

エ 適正規模化に向け、園児の就園状況や園児数の推移を考慮し、適正配置については、同一年齢で複数の学級編制が可能な1園とすることが望ましい。

ただし、各園の就園・利便性等の状況により段階的に1園とすることも考慮されたい。

オ 少子化が進み効率的な施設の運営と経営が必要とされている中、認定こども園設立を含め、私立を含めた他の幼保施設との連携と共存が求められる。

カ 私立を含む認定こども園設立後の就園状況等により、0園とすることも考えられる。

キ 適正配置に向けた整備には、市の財政を十分にふまえたうえで、通園時等の園児の安全と近隣の住環境を考慮し、保護者が利用する園児送迎用駐車場の確保など、保護者等の意見にも配慮することが望ましい。

3 閉園後の跡地の利活用について

<基本的な考え方>

子育てや児童の健全育成を支援する「放課後児童クラブ (健康福祉部所管)」や「放課後子ども教室 (教育委員会所管)」などの施設としての利活用が望ましいが、子どもだけではなく、地域の高齢者が老人大学などに利用できるなど複合的な施設として幅広く活用することも考えられる。

II 洲本市の小学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方

1 洲本市の小学校の基本課題

(1) 市立小学校の児童の推移

小学校の児童数は、昭和56年5月時点の4,860人、161学級（特別支援学級11学級を含む）をピークに減少を続け、平成28年5月時点で、2,070人、113学級（特別支援学級19学級を含む）となっている。児童数は率にしてピーク時の42.6%まで減少している。

【児童数】

(単位：人)

名称	S61年度	H8年度	H18年度	H28年度
洲一小	441	288	191	150
洲二小	519	274	205	182
洲三小	1,094	762	566	460
加茂小	345	318	255	212
大野小	558	539	476	374
由良小	397	285	182	96
中川原小	170	124	65	46
安乎小	134	140	110	85
上灘小(畑田含)	9	—	—	—
都志小	220	163	111	84
鮎原小	232	224	331	141
広石小	98	91	86	104
鳥飼小	182	142	118	101
堺小	80	69	74	35
計	4,479	3,419	2,770	2,070

※各年度の児童数は5月1日現在

(2) 学校規模について

学校規模は、学校教育法施行規則において、小・中学校とも12学級以上18学級以下が標準とされている。

小学校では、昭和56年度から56学級減少し、全体的に小規模化が進行している。また、1学年1学級の学校は7校で複式校2校を加えると全体の7割を占める現状となっている。

【学校規模】

(単位：学校数、学級数)

学校規模	過少規模校	小規模校	統合の場合の適正規模		大規模校	過大規模校
			適正規模校			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
昭和55年	3	8	4		1	
平成28年	2 中川原小(4) 堺小(4)	9 洲一小(6) 洲二小(7) 加茂小(8) 由良小(6) 安乎小(6) 都志小(6) 鮎原小(6) 広石小(6) 鳥飼小(6)	2 洲三小(16) 大野小(13)			

※学級数は、5月1日現在の普通学級数。昭和55年度は、旧洲本市・旧五色町の合計

※()内の数は普通学級数。

※学校規模の学級数による分類は、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」(昭和59年)による。

(3) 通学、校区の現状について

通学距離は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、小学校はおおむね4km以内とされている。

また、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(平成27年1月27日)において、適切な交通手段が確保できる場合、おおむね1時間以内を目安とし、各市町村において地域の実情や児童の実態に応じて判断を行うことが適当であるとされている。

通学距離が国の法令等の範囲を上回っている地域においてはスクールバス等を運行することにより対応している。(上灘地域：現在児童数0)

(4) 審議経過

洲本市学校教育審議委員会において、現状について共通理解を図り、課題について審議した。現状及び課題となった事項は次の通りである。

現状			課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 洲本市立小学校13校の児童数等 			<p>(学習面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少ない。 ● 体育、音楽などの集団学習や集団での行事を適切に行えない。 ● 児童数・職員数が少ないため、多様な学習・指導形態をとりにくい。 <p>(生活面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えが出来ないことから、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 ● 学校行事や児童会活動などにおける役割、位置づけが固定化されやすい。 ● 社会性やコミュニケーション能力を身につけにくい。 ● 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる。 <p>(運営面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置が行えない。 ● 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 ● PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きい。
小学校名	児童数 (人)	学級数 (学級)	
洲一小学校	150	6	
洲二小学校	182	7	
洲三小学校	460	16	
加茂小学校	212	8	
大野小学校	374	13	
由良小学校	96	6	
中川原小学校	46	4	
安乎小学校	85	6	
都志小学校	84	6	
鮎原小学校	141	6	
広石小学校	104	6	
鳥飼小学校	101	6	
堺小学校	35	4	
<p>※H28年5月1日現在、複式学級数を含み、特別支援学級数は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も少子化により、児童数の減少が懸念される。(5年後の児童数が現在の10%減になると推定される。) ● 中川原、堺小学校の2校においては、一部の学年で複式学級となっており、学校間での交流を行っているものの、多様な意見や考え方に接する機会が少ない。 			

小規模校及び適正規模・大規模校の長所と短所

学校規模		小規模校	適正規模・大規模校
定義		総クラス数が6～11学級の小学校	総クラス数が12～30学級の小学校
人間関係・生活環境面	長所	○子ども同士の間関係が深まりやすい。 ○子どもたちが先生と親しみやすい。	○多くの友だちや先生と出会え、人間関係が豊かになる。 ○クラス替えがしやすいことから、豊かな人間関係が図られやすい。
	短所	●クラス替えが困難なことから、人間関係が固定化されやすい。	●集団が大きいので一人ひとりが活躍できる機会が少なくなる。
教育・学習環境面	長所	○学校行事、特別活動などで、一人ひとりの子どもの活躍の場が多い。	○子ども同士の間関係が広がり、いろいろな考え方や見方を学ぶことができる。
	短所	●多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。	●運動場、体育館等の一人当りの面積が狭くなる。

2 洲本市立小学校における適正規模・適正配置

[推進に向けての重点事項]

学校は「子どもたちの未来を育む大切な教育の場所」であり、身近な公共施設として、防災・地域文化の中核施設としても重要な役割を果たしている。そのため、学校関係者、保護者、地域住民及び行政が将来を見据えて学校や地域の課題を考えていくことが重要である。

子どもたちは地域によって育てられている、という視点を大切にしながら、より良い教育環境が整備されるよう取り組みを進めていくことが大切である。

(学級規模)

- ① 1～5学級 : 複式学級が存在する規模
- ② 6学級 : クラス替えができない規模
- ③ 7～8学級 : 全学年ではクラス替えができない規模
- ④ 9～11学級 : 半分以上の学年でクラス替えができる規模
- ⑤ 12～18学級 : 学校教育法施行規則での標準学級数

(1) 適正規模 [各学年複数学級を理想とする]

<基本的な考え方>

- ア 多様な人間関係を通して、集団のルールを学び、社会性を養うとともに、自らの個性や能力を伸長させることが期待できる学校規模であること。
- イ 児童間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童の活力の増進と学校の活性化を図ることができる学校規模であること。
- ウ 学級や学年間の集団活動等において、切磋琢磨の機会が与えられ、学習意欲や競争心などを高めるのに適した学級規模であること。
- エ 教科研究に基づく授業改善や、教科担任の専任配置、さらには特別活動の選択幅が広がる学級規模であること。
- オ 学校運営面においては、多くの教職員によって校務を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能であること。また、教職員間での研修・研究が行いやすく、教職員の資質向上につながる学級規模であること。

(2) 適正配置 [長期的かつ全市的な視点に立った上で、地域的狀況を考慮し、可能な限り適正規模が確保できる学校配置に努めることが必要]

<基本的な考え方>

- ア 児童は、市内どの地域に居住していても、できる限り均等な教育を受けることができるよう、その教育環境を整えることが望まれる。したがって、学校規模、通学距離等、地域によって著しい格差が生じることがないようにすること。

- イ 子どもたちのより良い教育環境の充実を最優先するなかで、地域の実態や特色に応じた学校づくりができるよう配慮すること。
 - ウ 学校は文化面、防災面あるいは住民の諸活動において、地域の拠点となる施設でもある。また、学校は保護者や地域と密接な連携を保つことが不可欠であることから、各地域コミュニティと良好な関係を構築できるよう配慮すること。
 - エ 地震、津波等の災害に対する児童の安全・安心の確保及び地域の防災拠点として、学校施設の災害に対する機能強化を図る必要がある。
 - オ 将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。
 - カ 義務教育学校等の新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。
- (注) 義務教育学校：小学校過程から中学校家庭まで義務教育を一貫して行う学校

3 南あわじ市・洲本市組合立小学校

方向性 [解消することが望ましい]

<基本的な考え方>

洲本市の子どもは、洲本市教育振興基本計画に掲げる洲本の教育の基本理念に基づき育成していくことが大事であり、解消にあたっては、設置に際しての歴史的な経緯や地域事情を踏まえ、保護者や地域住民の共通理解と協力を得て進めていくことが望ましい。

4 再編等を行った場合における跡地の利活用について

<基本的な考え方>

ア 洲本市の長期的なまちづくりの方向を考えるなかで、学校施設跡地は貴重なまとまった財産であることから、公共施設としての利用など行政目的での活用が望ましい。

ただし、その活用が見込まれない場合は、売却を基本に民間事業者等による活用も考えられる。

その場合には、洲本市総合戦略においても雇用の場を増やし、都市部への人口流出に歯止めをかけることが示されており、洲本市の強みを活かした産業の集積や企業誘致、雇用の促進など、地域産業の振興につながるものであることが望ましい。

イ 学校施設は、地域の身近な公共施設として利用されてきたことから地域住民による地域コミュニティの活性化に資する利活用も考えられる。

Ⅲ 洲本市の中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方

1 洲本市の中学校の基本課題

(1) 市立中学校の生徒の推移

中学校の生徒数は、昭和57年5月時点の2,304人、68学級（特別支援5学級を含む）をピークに減少を続け、平成28年5月時点で1,089人、41学級（特別支援6学級を含む）となっている。生徒数は率にしてピーク時の47.3%まで減少している。

【生徒数】

(単位：人)

名称	S61年度	H8年度	H18年度	H28年度
洲浜中	652	309	194	176
青雲中	964	822	595	504
由良中	279	146	94	58
上灘中	—	—	—	—
中川原中	73	60	32	—
安乎中	59	78	53	38
五色中	410	352	330	313
計	2,437	1,767	1,298	1,089

※各年度の生徒数は5月1日現在

(2) 学校規模について

学校規模は、学校教育法施行規則において、12学級以上18学級以下が標準とされている。

学級数は、昭和57年度から26学級減少し、適正規模校がなくなり、小規模化が進行している。また、1学年1学級の学校は、2校で全体の4割を占める現状となっている。

【学校規模】

(単位：学校数、学級数)

学校規模	過少規模校	小規模校	統合の場合の適正規模		大規模校	過大規模校
			適正規模校			
学級数	1～2	3～11	12～18	19～24	25～30	31以上
昭和57年	1	4	1	1		
平成28年		4 洲浜中 (6) 由良中 (3) 安乎中 (3) 五色中 (9)	1 青雲中 (14)			

※学級数は、5月1日現在の普通学級数。昭和57年度は、旧洲本市・旧五色町の合計

※（ ）内の数は、普通学級数

※学校規模の学級数による分類は、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」(昭和59年)による。

(3) 通学、校区の現状について

ア 通学距離は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、中学校はおおむね6km以内とされている。

また、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(平成27年1月27日)において、適切な交通手段が確保できる場合、おおむね1時間以内を目安とし、各市町村において地域の実情や生徒の実態に応じて判断を行うことが適当であるとされている。

本市の中学校では、洲浜中学校における中川原地区の生徒を除いては、国の法令等の距離範囲内となっており、中川原地区の生徒については、スクールバスを運行することにより対応している。

イ 中学校の校区は、小学校と同じ校区が2校、その他は複数の小学校区による中学校区となっている。

ただし、旧広田村(現南あわじ市)から洲本市に編入した納・鮎屋地区の校区は、南あわじ市・洲本市組合立広田中学校の校区となっている。

(4) 審議経過

洲本市学校教育審議委員会において、現状について共通理解を図り、課題について審議した。現状及び課題となった事項は次の通りである。

現状			課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 洲本市立中学校5校の生徒数等 			<p>(学習面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少ない。 ● 体育、音楽などの集団学習や集団での行事を適切に行えない。 ● 部活動の設置が限定され、選択の幅が狭い。 ● 生徒数・職員数が少ないため、多様な学習・指導形態をとりにくい。 <p>(生活面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えが出来ないことから、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 ● 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる。 <p>(運営面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置が行えない。 ● 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 ● P T A活動等における保護者一人あたりの負担が大きい。
中学校名	生徒数 (人)	学級数 (学級)	
洲浜中学校	1 7 6	6	
青雲中学校	5 0 4	1 4	
由良中学校	5 8	3	
安乎中学校	3 8	3	
五色中学校	3 1 3	9	
<p>※H28年5月1日現在、特別支援学級数は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も少子化により、生徒数の減少が懸念される。(5年後の生徒数が現在の10%減になると推定される。) ● 特に由良、安乎中学校の2校においては、各学年での複数のクラス編制が出来ず、小規模校としての課題を抱えている。 			

2 洲本市立中学校における適正規模・適正配置

[推進に向けての重点事項]

子どもたちにとってどのような教育が理想であるかの視点に立ち、子どもたちや保護者、地域の思いを何よりも重要視していかなければならない。子どもたちが新たな教育環境に順応でき、新しい人間関係が構築できるよう配慮しながら取り組んでいくことが大切である。

(1) 適正規模 [各学年複数学級を理想とする]

<基本的な考え方>

- ア 子どもたちが豊かな人間関係を築くための集団活動が行えるとともに、在学中における生徒間の問題やストレスを解消するなど、良好な教育環境を与えるための「クラス替え」が可能な学級規模であること。
- イ 学級や学年間の集団活動等において、切磋琢磨の機会が与えられ、学習意欲や競争心などを高めるのに適した学級規模であること。
- ウ 人間形成や生徒指導上、また学校生活を豊かにする上でも意義のある部活動の選択幅が広がる学級規模であること。
- エ 学校運営面においては、9教科保障と多くの教職員によって校務を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能となり、子どもと向き合う時間が多く確保されること。
- オ 教職員間での研修・研究が行いやすく教職員の資質向上につながること。

(2) 適正配置 [適正規模の確保が困難である場合には、学校の再編等を行う必要がある]

<基本的な考え方>

- ア 適正配置にあたっては、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情を十分に配慮し、慎重に行うことが望ましく、生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による問題点を、保護者、地域住民などと十分に協議し、学校の適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めること。
- イ 校区の変更にあたっては、通学距離・通学時間、通学の安全確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、自治会区域との整合性等、これまで構築されてきた地域とのつながりなどを損なわないよう考慮すること。
- ウ やむを得ず、遠距離通学が発生する場合は、スクールバスの運行など、通学手段の確保を検討すること。
- エ スクールバスの運行については、地域住民の利便性も配慮したコミュニティバスとして運用できる仕組みづくりも視野に入れて検討すること。

オ 諸事情により校区に不都合が生じる場合にあっては、関係者の意向も尊重しながら弾力的な運用に努めること。

カ 将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。

キ 義務教育学校等の新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。

3 南あわじ市・洲本市組合立中学校（Ⅱ－3の再掲）

方向性 [解消することが望ましい]

<基本的な考え方>

洲本市の子どもは、洲本市教育振興基本計画に掲げる洲本の教育の基本理念に基づき育成していくことが大事であり、解消にあたっては、設置に際しての歴史的な経緯や地域事情を踏まえ、保護者や地域住民の共通理解と協力を得て進めていくことが望ましい。

4 再編等を行った場合における跡地の利活用について（Ⅱ－4の再掲）

<基本的な考え方>

ア 洲本市の長期的なまちづくりの方向を考えるなかで、学校施設跡地は貴重なまとまった財産であることから、公共施設としての利用など行政目的での活用が望ましい。

ただし、その活用が見込まれない場合は、売却を基本に民間事業者等による活用も考えられる。

その場合には、洲本市総合戦略においても雇用の場を増やし、都市部への人口流出に歯止めをかけることが示されており、洲本市の強みを活かした産業の集積や企業誘致、雇用の促進など、地域産業の振興につながるものであることが望ましい。

イ 学校施設は、地域の身近な公共施設として利用されてきたことから地域住民による地域コミュニティの活性化に資する利活用も考えられる。

審 議 経 過

年度	回	日程	審議内容
平成 27 年度	第 1 回	11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長選出 ・洲本市立幼稚園の現状と課題について ・洲本市立小・中学校の現状と課題について ・参考資料の説明
	第 2 回	1 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の幼稚園における適正規模・適正配置の基本的な考え方について ・閉園後の跡地の利活用について ・洲本市の中学校における現状と課題について
	第 3 回	2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の幼稚園における適正規模・適正配置の基本的な考え方について（中間報告案） ・洲本市の中学校における適正規模・適正配置について
平成 28 年度	第 4 回	4 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの会議説明での中学校の現状と課題等の再確認について ・洲本市の中学校の適正規模・適正配置の検討について ・市内中学校部活動について ・洲本地区で中学校を再編した場合の例示 ・学校施設跡地の利活用について
	第 5 回	6 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）について ・洲本市の小学校の基本課題、適正規模・適正配置の検討について ・小学校を再編した場合の例示について ・南あわじ市・洲本市組合立小学校について
	第 6 回	7 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の小学校の現状について（大野小学校、堺小学校） ・洲本市の小学校の基本課題、適正規模・適正配置の検討（継続審議）について ・報告書の構成案について
	第 7 回	8 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市学校教育審議委員会での審議経過について ・洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方（最終報告案）について

参考資料

洲本市学校教育審議委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、少子化社会における、学校教育の円滑な運営推進を図る学校づくり基本方針の策定に向け、洲本市の自然的、社会的諸条件を踏まえた学校教育に係る基本的事項を調査審議するため、洲本市学校教育審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(庶務事務)

第2条 委員会は、洲本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請により、次に掲げる事項について調査審議し、報告する。

- (1) 幼少中の適正規模・配置等について
- (2) 学校給食について
- (3) その他学校教育振興に必要な事項について

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体代表者
- (3) 県及び教育委員会関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から前条に掲げる所掌事務に関する報告が完了した日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育委員会が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局で行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行後、最初に召集する会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が召集する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日教委告示第 7 号）

この告示は、公布の日から施行する。

洲本市学校教育審議委員

(敬称略)

職名	氏名	役職等	摘要
委員長	新居 寛	学識経験者	
委員	六車 新吉	兵庫県教育委員会教育事務所 副所長	平成 27 年 11 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
委員	吉田 朗子	兵庫県教育委員会教育事務所 副所長兼総務課長	平成 28 年 4 月 1 日～
委員	坪内 隆佳	学識経験者	
委員	徳田恵美子	学識経験者	
委員	山中 敬子	洲本市地域審議委員 (洲本地域)	
委員	釜谷 和子	洲本市地域審議委員 (五色地域)	
委員	宮脇 一好	洲本市 P T A 連合会 会長	
委員	喜田 和大	洲本市 P T A 連合会 副会長	
委員	四越 幸代	洲浜中学校 P T A 副会長	
委員	宮口 美範	洲本市理事兼財務部長兼行革 推進室長	平成 27 年 11 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
委員	川井 史彦	洲本市理事兼財務部長兼行革 推進室長	平成 28 年 4 月 1 日～

※役職等については、委嘱時の役職

